

長柄町バナー広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町のホームページに掲載するバナー広告(町のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「バナー広告」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、もって町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(募集及び掲載の申し込み)

第3条 広告掲載の募集は、町のホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

2 町のホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告を掲載しようとする月の前月の1日までに、長柄町バナー広告掲載申込書(様式第1号)を、郵送、ファクシミリまたは電子メールで町長に提出しなければならない。その際、町は必要に応じて、申込者に掲載しようとする企業等の資料の提出を求めることができる。

3 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(画像)

第4条 広告原稿に用いる画像(以下「画像」という。)の規格は、次のとおりとする。

(1)GIF形式を用い、縦60ピクセル、横150ピクセルかつ4KB以内のサイズとすること。

(2)文字色と背景色とのコントラスト(明度差)を十分なものとすること。

(3)文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとすること。

(4)背景に模様、写真等を用いる場合は、文字の周囲を縁取り、読みやすいものとすること。

(5)Webアクセシビリティ(高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。)に準拠するように努め静止画とすること。

2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

(1)アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの

(2)反転表示又は画面の切替わりがあるもの

(3)テキストボックスが表示されているもの

- (4) プルダウンメニューが表示されているもの
- (5) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
- (6) 町のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの
- (7) インターネットアンケート、教育相談等、町政を連想させる表示を行うことにより、町の事業と誤解されるおそれのあるもの
- (8) その他町長が画像として不適切と認めるもの

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると町長が認めるもの

(掲載料金)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円とする。

(掲載料金の納入)

第7条 広告掲載の決定を受けた者は、町長が指定する期日までに、第6条の掲載料を納入しなければならない。

2 2月以上連續して広告を掲載する場合は、当該掲載期間に係る掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告掲載期間)

第8条 広告掲載は、毎月1日から末日までの1月単位とし、連續する掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

2 広告の掲載月、位置及び枠数は、町長が決定する。

(掲載決定等)

第9条 町長は、第4条及び5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、長柄町バナー広告掲載承諾(不承諾)通知書(第2号様式)により申込者へ通知する。

3 町長は、申込者が枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位の中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1)第1順位 町内に事業所等を有する者

(2)第2順位 町外に事業所等を有する者

4 前項の規定によても、広告掲載希望者が枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(禁止行為)

第10条 申込者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)サーバーその他の町のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

(2)町の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為

(3)広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(4)その他町長が広告主として不適切と認める行為

2 申込者は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更)

第11条 申込者は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その2週間前までに町長に連絡しなければならない。

(申込者の責任)

第12条 広告の内容及びそのリンク先の内容により第三者に損害等が生じた場合には、申込者が責任を負い、町は責任を負わないものとする。

(中止等)

第13条 町長は、申込者が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき
- (3) この要綱又は長柄町財務規則(昭和58年長柄町規則第17号)その他の関係法令に違反したとき
- (4) 広告表示からリンクを指示した箇所に掲載者が管理するホームページが存在しなくなったとき
- (5) 広告表示からリンクを指示した箇所に存在するホームページについて掲載者の管理が及ばなくなつたとき
- (6) その他町長が広告掲載を不適切と認めたとき

(免責事項)

第14条 町は、システム障害、保守点検等により町ホームページを閉鎖した場合において、その閉鎖日数に合わせ、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が3日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 町は、申込者が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 申込者は自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、申込者は書面により町長に申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第16条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事項に該当するときは当該各号に定める額を還付する。

- (1) バナー広告が決定した後、広告主の責めに帰さない理由によりバナー広告掲載できなかつたとき 既掲載日の属する月以外の月数に第6条本文に規定する掲載料(以下「月額掲載額」という。)を乗じた額
- (2) 掲載期間が2か月以上の場合において、第15条に基づく掲載の取下げの申出があつたとき 一括して納付した額から既掲載日の属する月数に月額掲載額を乗じて得た額を差し引いた額

(広報編集委員会)

第17条 町長は、バナー広告の運営に関し疑義が生じた場合に調査審議するため、広報編集委員会に諮ることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

別表(第 17 条)

広報編集委員名簿

委員長	副町長
委員	総務課長
委員	企画財政課(職員)
委員	税務課(職員)
委員	住民課(職員)
委員	生活環境課(職員)
委員	保健福祉課(職員)
委員	産業課(職員)
委員	建設課(職員)
委員	学校教育課(職員)
委員	農業委員会(職員)

様式第1号

長柄町バナー広告掲載申込書

平成 年 月 日

長柄町長 様

住 所

氏 名

長柄町バナー広告取扱要綱第3条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申し込みに当たっては、長柄町バナー広告取扱要綱の内容を遵守します。

記

1. 広告内容等

- (1) バナー広告原稿(画像データ)を添付してください。
- (2) 掲載希望期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- (3) リンク先WebページのURL
- (4) 業 種

2. 担当者連絡先

- (1) 氏 名:
- (2) E-mail:
- (3) 電話番号:
- (4) FAX番号:

様式2号

長柄町バナー広告掲載承諾(不承諾)通知書

平成 年 月 日

様

長柄町長

平成 年 月 日付けで申し込みのあった長柄町バナー広告掲載の申し込みについて、(承諾しましたので ・ 不承諾となりましたので)通知します。つきましては、以下の手続きをお願いします。

記

1 広告掲載希望期間 平成 年 月から平成 年 月まで

2 広告掲載料の納入

広告掲載料として、同封の納入通知書の納入期限まで金 円をお支払いください。

3 その他

広告掲載に当たっては、長柄町バナー広告取扱要綱(平成 年 月 日施行)に従ってください。

4 不承諾の理由